

船舶局無線従事者証明に係る再訓練の実施について(平成25年度)

船舶局無線従事者証明の効力継続のための訓練(以下、「再訓練」)を下記のとおり実施します。

再訓練の対象となる方

業務に従事しなくなった日等

5年

【再訓練の対象者】

業務に従事(注)していないが効力継続を希望する方で、
①新規訓練(再訓練)を修了した日から5年を経過していないとき。
②業務に従事しなくなった日から5年を経過していないとき。

5年を超えると、新規訓練を受ける必要があります。

(注)業務に従事している方とは・・・電波法施行規則第34条の12に定める無線局の無線設備の操作又はその監督の業務に従事し、船舶局無線従事者証明書の経歴の欄に無線局の免許人(若しくは海岸局の責任者、船舶局又は船舶地球局のある船舶の責任者等)から無線局の無線従事者としての選任の事実の確認を受けている方です。

1 再訓練実施日及び申請受付期間

	実施日	受付期間
5月期	平成25年 5月31日(金)	平成25年 5月 2日(木)～ 5月16日(木)
8月期	平成25年 8月30日(金)	平成25年 8月 2日(金)～ 8月16日(金)
11月期	平成25年11月29日(金)	平成25年 11月 1日(金)～11月15日(金)
2月期	平成26年 2月28日(金)	平成26年 1月31日(金)～ 2月14日(金)

2 再訓練実施時間

各実施日の午後1時30分から午後4時30分まで

3 再訓練実施場所

金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎6階
北陸総合通信局 (会議室)

4 申請の方法及び提出先

所定様式の「船舶局無線従事者証明に係る再訓練の申請書」を提出してください。
(提出先) 〒920-8795 金沢市広坂2-2-60 北陸総合通信局 航空海上課

※申請書を郵送の場合は、封筒のあて名横に「船舶局無線従事者証明再訓練申請」と書き添えてください。

5 再訓練の手数料

3,400円

6 申請上の注意事項

- (1) 現に効力を有する船舶局無線従事者証明を受けている方が対象です。
- (2) 証明書の経歴記載欄(訓練関係を含む。)に余白がない場合は、訓練受講前に、無線従事者規則第57条の規定による再交付の手続きを済ませておく必要があります。(再交付申請手数料 2,850円)
- (3) 再訓練申請書及び再交付申請書は、情報通信振興会(電話:03-3940-3951)で扱っています。
また、インターネット(「電子政府の総合窓口」)からも申請様式をダウンロードすることができます。

7 問合せ先

北陸総合通信局 航空海上課 電話:(076)233-4461

※ 他の総合通信局での受講を希望される方は、該当の総合通信局へお問合せください。

(電波利用ホームページ(無線従事者制度)にも各総合通信局の実施計画が掲載されています。)